

平成18年8月30日

金融庁総務企画局企画課 御中

社団法人 全国地方銀行協会

「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見

今回の「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令」等の改正は、会員銀行ならびにお客様を含む国民生活全般に大きな影響を与えるものであるが、一般のお客様にとってわかりづらい内容であることに加え、F A T F 特別勧告 における要請に基づき平成19年1月4日からの施行とされているため、短期間でお客様への周知などの確な準備・対応を行う必要がある。これらを踏まえ、次の事項についてよろしくお取り計らい願いたい。

1. 改正政省令の早期の公布

本改正の施行時期については、F A T F 特別勧告 において2006年末までに実施することが要請されている以上、平成19年1月4日とすることは避けられないと考えるが、会員銀行においては、本改正を受けたシステム対応(ホストコンピューターおよびA T M等における対応)、事務態勢の整備と行員への研修、お客様への周知等の各種対応を進める必要があることから、できる限り早期に内容を確定し、公布していただきたい。

2. 改正内容のお客様への周知の徹底

今回の改正は、一般のお客様にとって、改正の趣旨・内容が必ずしもわかりやすいものではないと思われるため、店頭窓口での混乱を防止する観点から、事前にお客様に対して必要十分な周知を行い、正しい理解をいただく必要がある。

そのため、会員銀行においてはお客様に対する積極的な周知活動を行っていくこととしているが、政府としてもテレビCM、新聞広告等の各種媒体を活用した必要かつ十分な周知・啓蒙活動を積極的に実施していただきたい。また、外国人のお客様にも配慮し、ポスタ -、チラシ等については、日本語の他、外国語版の作成についても検討いただきたい。

とりわけ、本改正の施行直後に、入学シーズンを迎えることから、「入学希望者が入学金等を現金で振込む際には本人確認書類が必要となる」旨をお客様に強く周知する必要があるため、貴庁による国民への周知活動と併せて、文部科学省等の所管の省庁に対しても学校等関係先と連携した周知依頼等の協力を要請していただきたい（加えて、本件を理由とした振込遅延が発生しても、入学金等の受付を可能とするなど、学校側に弾力的な対応をとっていただけるよう併せて協力を要請していただきたい）。

以 上